

法令適用事前確認手続（照会書）

令和3年12月28日

国土交通省
自動車局貨物課長 殿

照会者

本店 富山県南砺市城端623番地
商号 株式会社さとう美装
代表取締役 佐藤 良介

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

①将来照会者自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

株式会社さとう美装（照会者）は、建築工事の施工等を目的とする会社であり、その事業に付随し、ユニットハウスのメンテナンス、修繕を行っているところ、修繕だけでなく設置、回収工事を含めての事業を計画しており、その輸送のために4tユニック1台の購入を検討している。

②適用対象となるかどうかの確認したい法令の条項

貨物自動車運送事業法第3条

同法第2条第2項

“この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。”

③当該法令（条項）の規定の適用対象となるかどうかについて、見解及びその結論を導き出す論拠

今般の4tユニック1台の購入は、主たる業務に付随する輸送を目的としたものであり、「一般貨物自動車運送事業」に該当しないと考える。

④照会及び回答内容（法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることへの同意

公表の有無については、どちらでもこちらに不都合等はありません。

⑤連絡先

照会者代理人 行政書士高田昌明事務所（担当：高田直明）

TEL 0763-22-2512 FAX 0762-22-6922